福島県知事 内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団

団 長 神山 悦子

副 団 長 阿部裕美子

副 団 長 宮川えみ子

幹 事 長 宮本しづえ

政調会長 吉田 英策

川村隆東電会長のトリチウム汚染水の海洋放出発言と 福島第二原発廃炉を明言しないことに関する申し入れ

東京電力ホールディングスの川村隆会長は、福島第一原発の放射性物質トリチウムを含んだ水の処理と福島第二原発の扱いに関して、東電としての結論を急ぐ考えを示したと報道されている。

東電は、分離できないトリチウムを含む水を同敷地内のタンクに貯蔵しているが、 最終的な処理方法は、漁業者などからの反発が強く決まっていない。

一方、原子力規制委員会は、一定濃度以下で海に流しても魚や人体に影響は及ばないとして、海洋放出すべきとの見解を示している。

3・11の事故後は、海洋の放射能汚染の影響で福島県の漁業は全面的な操業停止とされ、一切の汚染水の海洋放出はされてこなかった。現在は、一部の魚種を除いて試験操業を行っているが、福島県の漁業は、風評被害も含めて今後も大きな障害をかかえていると言わざるを得ない。

このような中での川村東電会長の海洋放出発言は、県民の理解や漁業者との合意なしのものであり、断じて容認することはできず、東電に抗議を申し入れるべきである。

さらに、福島第二原発廃炉についても、川村東電会長は、原子力規制委員会の聴取の際、「原子力は必要との国民の声もある。原発を動かすのも東電の責任だ」と話した。この発言は、県議会はじめ全市町村議会で廃炉を求める意見書・決議があげられ、県民の8割を超える廃炉を求める世論を無視するものであり、知事として、川村東電会長の発言は断じて容認できず、直ちに福島第二原発の廃炉を決断すべきことを申し入れるべきである。

よって次の項目について申し入れる。

- 1、川村東電会長のトリチウム汚染水の海洋放出発言は、県民の理解や漁業者との合意なしのものであり、断じて容認することはできず、東電に抗議すること。
- 2、福島第二原発廃炉についての発言は、県民の8割を超える廃炉を求める世論を無 視するものであり、強く抗議するとともに、直ちに福島第二原発の廃炉を決断すべ きことを申し入れること。

以上